

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（指定の申請）</p> <p>第2条（第1項省略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次条第4号の規定に該当することを証する書類</p> <p>（第2号省略）</p> <p>(3) <u>排水設備工事責任技術者（次条第2号アからウまでのいずれかに該当する者をいう。）のうち神奈川県内の営業所に専属して置かれるもの（以下「専属の責任技術者」という。）に係る同号ア若しくはイの証明書又は同号ウに該当することを証する書類（全員のもの）</u></p> <p>（第4号及び第5号省略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) <u>前号の営業所に次のいずれかに該当する者を専属して1人以上置く者であること。</u></p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第2条（第1項省略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次条第4号アに該当しないことを証する書類</p> <p>（第2号省略）</p> <p>(3) <u>次条第2号の営業所ごとに選任することとなる全ての排水設備工事責任技術者（次のいずれかに該当する者をいう。以下「責任技術者」という。）に係る次に掲げる証明書</u></p> <p><u>ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者</u></p> <p><u>イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を修了したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者</u></p> <p>（第4号及び第5号省略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次のいずれにも適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) <u>営業所ごとに責任技術者を1人以上選任していること。ただし、神奈川県内における他の営業所について兼任させることを妨げない。</u></p>	<p></p> <p>規定の整備</p> <p>責任技術者の専属規定見直しによる改正</p> <p>責任技術者の専属規定見直しによる改正</p>

<p>ア <u>神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書(有効期間内のものに限る。)</u>の交付を受けている者</p> <p>イ <u>神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書(有効期間内のものに限る。)</u>の交付を受けている者</p> <p>ウ <u>その他市長がアに掲げる者と同等以上の工事に関する知識及び経験があると認める者</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2条第3号で定めるため削除</p> <p>同上</p> <p>特例を定める要綱廃止による削除</p>
<p>(第3号省略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p>	<p>(第3号省略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの</u></p>	<p>成年被後見人等の一律排除規定を見直すことによる改正</p>
<p>(イ及びウ省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(イ及びウ省略)</p>	<p>同上</p>
<p>エ <u>法人であって、その代表者又はその他の役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)</p>	<p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事等の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ <u>法人であって、その代表者(削除)その他の役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、<u>専属の責任技術者</u>に行わせなければならない。</p>	<p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、<u>(削除)責任技術者</u>に行わせなければならない。</p>	<p>責任技術者の専属規定見直しによる削除</p>

<p>(第7号から第9号まで省略)</p> <p>(10) <u>専属</u>の責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。</p> <p>(第11号省略)</p> <p>(12) 市長が行う工事の完了検査には、<u>専属</u>の責任技術者を立ち合わせなければならない。</p> <p>(届出)</p>	<p>(第7号から第9号まで省略)</p> <p>(10) <u>(削除)</u>責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。</p> <p>(第11号省略)</p> <p>(12) 市長が行う工事の完了検査には、<u>(削除)</u>責任技術者を立ち合わせなければならない。</p> <p>(届出)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第8条 排水設備指定工事店は、次の<u>(削除)</u>いずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	
<p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>専属</u>の責任技術者を変更したとき。</p> <p>(6) <u>専属</u>の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。</p>	<p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>(削除)</u>責任技術者を変更したとき。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>同上</p> <p>責任技術者に係る届出義務の変更による削除</p>
<p>(7) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(公告)</p>	<p>(6) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(公告)</p>	<p>第6号削除による号ずれ</p>
<p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p>	<p>第10条 市長は、次<u>(削除)</u>のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p>	
<p>2 市長は、<u>第3条第2号ア</u>の下水道排水設備工事責任技術者試験又は同号イの市長が指定する講習が実施されるときは、あらかじめ、その旨を公告するものとする。</p>	<p>2 市長は、<u>第2条第2項第3号ア</u>の下水道排水設備工事責任技術者試験又は同号イの市長が指定する講習が実施されるときは、あらかじめ、その旨を公告するものとする。</p>	<p>第2条第2項第3号及び第3条第2号の改正に伴う改正</p>
<p>第1号様式(1) 別紙のとおり</p>	<p>第1号様式(1) 別紙のとおり</p>	<p>誓約欄の追加等の修正</p>

第1号様式(3) <u>専属</u> の排水設備工事責任技術者名簿	第1号様式(3) <u>(削除)</u> 排水設備工事責任技術者名簿	専属規定の 廃止に伴う 修正
--------------------------------------	---------------------------------------	----------------------

第1号様式(1)

現行

第1号様式(第2条第1項)

(1)

排水設備指定工事店 指 定 申請書
指定更新

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

〒

申請者 住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号 ()
F A X 番 号 ()
担 当 者 氏 名
担 当 者 携 帯 電 話 番 号 ()

排水設備指定工事店の 指 定 指定更新 を受けたいため、次のとおり申請します。

神奈川県内の 営業所の所在地	〒 電 話 番 号 () F A X 番 号 ()
商号又は名称	フリガナ
指 定 番 号 (指定更新の場合)	第 号
備 考	

改正後

第1号様式(第2条第1項)

(1)

排水設備指定工事店 指 定 申請書
指定更新

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

〒

申請者 住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号 ()
F A X 番 号 ()
担 当 者 氏 名
担 当 者 携 帯 電 話 番 号 ()

排水設備指定工事店の 指 定 指定更新 を受けたいため、次のとおり申請します。

神奈川県内の 営業所の所在地	〒 電 話 番 号 () F A X 番 号 ()
商号又は名称	フリガナ
指 定 番 号 (指定更新の場合)	第 号
備 考	
<p>以下の内容を確認の上、□内にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者(法人の場合にあつては、代表者その他の役員)は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。</p>	

(A4)

第 1 号様式 (3)

現行

(3)
専属の排水設備工事責任技術者名簿

フリガナ 氏 名	フリガナ 住 所	備考

(A4)

改正後

(3)
排水設備工事責任技術者名簿

フリガナ 氏 名	フリガナ 住 所	備考

(A4)